

新 旧 対 照 表

(少量危険物及び指定可燃物の運用基準)

現 行	改 正 案
用語例 (1)～(13) (略) (14) 不燃材料とは、建基法第2条第9号に<u>規定するものをいう。</u> 目次 第1章 (略) 第1節 (略) 第2節 (略) 1及び2 (略) 3 防火上有効な隔壁……………1-2-<u>1</u> 4 危険な温度……………1-2-<u>1</u> 5～9 (略) 10 温度測定装置……………1-2-<u>4</u> 11 危険物を加熱又は乾燥する設備…1-2-<u>4</u> 12～15 (略) 16 放電加工機に対する指導……………1-2-<u>9</u> 第3節及び第4節 (略) 第5節 (略) 1～11 (略) 12 底板の腐食防止措置……………1-5-<u>4</u> 第6節 (略) 1及び2 (略) 3 安全装置及び通気管等……………1-6-<u>1</u> 4 引火防止措置……………1-6-<u>1</u> 5 注入口……………1-6-<u>1</u> 6 タンクの設置方法……………1-6-<u>2</u> 7 構造……………1-6-<u>3</u> 8 タンクの基礎……………1-6-<u>3</u> 9 タンク本体の構造……………1-6-<u>3</u> 10 タンクの損傷防止措置……………1-6-<u>5</u> 11 配管……………1-6-<u>5</u> 12 漏えい検知管等……………1-6-<u>5</u> 第7節及び第8節 (略)	用語例 (1)～(13) (略) (14) <u>不燃材及び</u>不燃材料とは、建基法第2条第9号に<u>掲げる不燃材料のうち、ガラス以外のものをいう。</u> 目次 第1章 (略) 第1節 (略) 第2節 (略) 1及び2 (略) 3 防火上有効な隔壁……………1-2-<u>2</u> 4 危険な温度……………1-2-<u>2</u> 5～9 (略) 10 温度測定装置……………1-2-<u>5</u> 11 危険物を加熱又は乾燥する設備…1-2-<u>5</u> 12～15 (略) 16 放電加工機に対する指導……………1-2-<u>10</u> 第3節及び第4節 (略) 第5節 (略) 1～11 (略) 12 底板の腐食防止措置……………1-5-<u>5</u> 第6節 (略) 1及び2 (略) 3 安全装置及び通気管等……………1-6-<u>2</u> 4 引火防止措置……………1-6-<u>2</u> 5 注入口……………1-6-<u>3</u> 6 タンクの設置方法……………1-6-<u>3</u> 7 構造……………1-6-<u>4</u> 8 タンクの基礎……………1-6-<u>4</u> 9 タンク本体の構造……………1-6-<u>4</u> 10 タンクの損傷防止措置……………1-6-<u>6</u> 11 配管……………1-6-<u>6</u> 12 漏えい検知管等……………1-6-<u>6</u> 第7節及び第8節 (略)

第2章	(略)
第1節及び第2節	(略)
第3節	(略)
1～3	(略)
4	合成樹脂類を集積する場合……………2-3- <u>1</u>
5～7	(略)
第4節	(略)
第3章	(略)
資料	(略)
第1章	(略)
第1節	(略)
1	危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の範囲については、次の例による。 なお、指定数量の5分の1未満の危険物（以下「微量危険物」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場合も同様とする。 本章及び条例第4章において、「屋内」とは建築物内並びに側面、上面及び下面を覆われた場所（以下、本章において「室」という。）並びに「屋上」をいい、「屋外」とはそれ以外の場所をいうものである。
(1)	(略)
ア	(略)
	施設相互間が耐火構造の壁若しくは随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備（以下「自閉式特定防火設備」という。）（隣接する2施設のいずれかの貯蔵取扱危険物が

第2章	(略)
第1節及び第2節	(略)
第3節	(略)
1～3	(略)
4	合成樹脂類を集積する場合……………2-3- <u>2</u>
5～7	(略)
第4節	(略)
第3章	(略)
資料	(略)
第1章	(略)
第1節	(略)
1	危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の範囲については、次の例による。 なお、指定数量の5分の1未満の危険物（以下「微量危険物」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場合も同様とする。 本章及び条例第4章において、「屋内」とは建築物内並びに側面、上面及び下面を覆われた場所（以下、本章において「室」という。）並びに「屋上」をいい、「屋外」とはそれ以外の場所をいうものである。 <u>なお、「覆われた」とは自立するもので周囲を囲われた状態をいうものであり、シート等で包まれた状態等は、当該「覆われた」には該当しない（不燃材料で作られた骨組みによって支持されたテント倉庫棟等で使用する不燃性のシートにより周囲を囲われたもの等は、当該「覆われた」ものとして取り扱う。）。</u> また、不燃性でない主要構造部に不燃性の内装材を張り付けたもので周囲を囲われた状態は、当該「覆われた」には該当しない。
(1)	(略)
ア	(略)
	施設相互間が耐火構造の壁若しくは随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備（以下「自閉式特定防火設備」という。）（隣接する2施設のいずれかの貯蔵取扱危険物が

微量危険物である場合は不燃材の壁若しくは
随時開けることが出来る自動閉鎖の防火設備
(以下、本章において「自閉式防火設備」と
いう。))により防火上有効に隔てられてい
る場合、又は3 m以上の離隔距離を有する場
合など、各施設が独立性を有していると認め
られる場合は、それぞれの場所ごととする。

なお、当該耐火構造の壁等の設置範囲は、
次のとおりとする。

(ア)～(ウ) (略)

イ及びウ (略)

(2) (略)

原則として建築物ごととする(第1－8図
参照)。

図 (略)

ただし、次に掲げる場合は、それぞれに示
す場所ごととすることができる。

ア (略)

(ア) 危険物を取り扱う設備が、出入口(防火
設備)以外の開口部(防火ダンパーが設置
された換気設備及び燃焼機器等に直結する
排気筒を除く。)を有しない不燃材料で他
の部分と区画されている場所(以下、本章
において「不燃区画例」という。)(第1
－9図参照)

図 (略)

なお、不燃区画例の少量危険物貯蔵取扱所
を連続(隣接及び上下階)して設けることは、
原則としてできない。ただし、少量危険物貯
蔵取扱所相互間を区画する壁等を出入口(随
時開けることができる自閉式特定防火設備に
限る。)以外の開口部を有しない耐火構造と
する場合は、この限りでない(第1－10図参

微量危険物である場合は不燃材の壁若しくは
随時開けることが出来る自動閉鎖の防火設備
(以下、本章において「自閉式防火設備」と
いう。))により防火上有効に隔てられてい
る場合、又は3 m以上の離隔距離を有する(離
隔距離内に不燃材料で作られた工作物等の存
置は認められる。)場合など、各施設が独立
性を有していると認められる場合は、それぞ
れの場所ごととする。

なお、当該耐火構造の壁等の設置範囲は、
次のとおりとする。

(ア)～(ウ) (略)

イ及びウ (略)

(2) (略)

原則として建築物ごととする(第1－8図
参照)。

図 (略)

ただし、次に掲げる場合は、それぞれに示
す場所ごととすることができる。

なお、以下の条件を満たしても、化学反応
を伴うもの又は沸騰を伴う少量危険物施設
は、危険性を考慮し、当該ただし書きは適用
せず、いわゆる部分規制を認めない。

ア (略)

(ア) 危険物を取り扱う設備が、出入口(自閉
式防火設備)又はF I X窓(防火設備)以
外の開口部(防火ダンパーが設置された換
気設備、燃焼機器等に直結する排気筒及び
不燃材料で埋戻しした配管等を除く。)を
有しない不燃材料で他の部分と区画されて
いる場所(以下、本章において「不燃区画
例」という。)(第1－9図参照)

図 (略)

なお、不燃区画例の少量危険物貯蔵取扱所
を連続(隣接及び上下階)して設けることは、
原則としてできない。ただし、少量危険物貯
蔵取扱所相互間を区画する壁等を出入口(自
閉式特定防火設備)又はF I X窓(特定防火
設備)以外の開口部(耐火パテ等で埋戻しし
た配管等を除く。)を有しない耐火構造とす

照)。

図 (略)

(イ) 危険物を取り扱う設備(危険物を移送するための配管、ストレーナー、流量計 (ポンプを除く。) 等の附属設備を除く。)の周囲に幅 3 m 以上の空地が保有されている場所(引火点 40℃以上の第 4 類の危険物を引火点未満の温度で取り扱うものに限る。)(以下、本章において「保有空地例」という。)

a 当該設備から 3 m 未満の距離にある建築物の壁(出入口以外の開口部(防火ダンパーが設置された換気設備及び燃焼機器等に直結する排気筒を除く。))を有しないものに限る。)及び柱の材質が不燃材である場合、並びに当該設備から 3 m 未満の距離にある出入口が随時開けることができる自閉式防火設備である場合にあつては、当該設備から当該壁、柱及び出入口までの距離の幅の空地が保有されていること。なお、当該施設及び空地の範囲の床及び天井等(天井高さが、当該設備の高さ+(1)ア(イ)に規定された「火炎高さ」の 2 倍の高さを超える高さである等、火災の影響を受けるおそれが極めて少ないものを除く。)の材質は不燃材とすること(第 1-11 図参照)。

図 (略)

なお上記 3 m 未満の距離にある建築物の壁(出入口以外の開口部を有しないものに限る。)及び出入口が、隣接する少量危険物貯蔵取扱所を区画する間仕切り壁等(保有空地例により別施設となる隣接するお互いの施設から、保有空地を確保できない共通の壁等を含む。)である場合は、それぞれ耐火構造の壁及び自閉式特定防火設備とすること。

また当該施設及び空地の範囲の床及び天井等が連続(上下階)する少量危険物貯蔵取扱

る場合は、この限りでない(第 1-10 図参照)。

図 (略)

(イ) 危険物を取り扱う設備(危険物を移送するための配管、ストレーナー (配管の一部であると判断できるものに限る。)、流量計等の附属設備を除く。)の周囲に幅 3 m 以上の空地が保有されている場所(引火点 40℃以上の第 4 類の危険物を引火点未満の温度で取り扱うものに限る。)(以下、本章において「保有空地例」という。)

a 当該設備から 3 m 未満の距離にある建築物の壁(出入口 (自閉式防火設備)又は F I X 窓(防火設備) 以外の開口部(防火ダンパーが設置された換気設備及び燃焼機器等に直結する排気筒 及び不燃材料で埋戻しした配管等を除く。))を有しないものに限る。)及び柱の材質が不燃材である場合にあつては、当該設備から当該壁、柱、出入口及び F I X 窓までの距離の幅の空地が保有されていること。

なお、当該施設及び空地の範囲の床及び天井等(天井高さが、当該設備の高さ+(1)ア(イ)に規定された「火炎高さ」の 2 倍の高さを超える高さである等、火災の影響を受けるおそれが極めて少ないものを除く。)の材質は不燃材とすること(第 1-11 図参照)。

また、当該空地内に不燃材料で作られた工作物等の設置は認められる。

図 (略)

なお上記 3 m 未満の距離にある建築物の壁(出入口 又は F I X 窓 以外の開口部 (防火ダンパーが設置された換気設備及び燃焼機器等に直結する排気筒及び不燃材料で埋戻しした配管等を除く。)を有しないものに限る。)、出入口及び F I X 窓が、隣接する少量危険物貯蔵取扱所を区画する間仕切り壁等(保有空地例により別施設となる隣接するお互いの施設から、保有空地を確保できない共通の壁等を含む。)である場合は、それぞれ耐火構造

所を区画するものである場合は、当該部分を耐火構造とすること。

- b 空地は、天井（天井がない場合は屋根等）までをいう。

空地の上方に電気配線、ダクト等が通過する場合は、火災の実態危険のないものであること。◆

なお、当該施設に関連しないものの設置は認められない。◆

- c 及び d （略）

- (ウ) （略）

イ 容器又はタンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合

- (ア) 及び (イ) （略）

ウ ア 及び イ が共存している場合
イによる。

エ 物販店等で容器入りの危険物が陳列販売されている場合

階ごとに防火上有効に区画された場所とする。

なお、防火上有効に区画された場所とは、不燃区画例のみならず、感知器連動閉鎖型の防火設備（隣接する少量危険物貯蔵取扱所の区画は特定防火設備）による区画も認められるが、その場合、当該防火設備を挟んだ相互の場所にある可燃物（不燃性又は難燃性を有するもの以外のものをいう。）間の距離が 3 m 以上となるように離隔距離をとること。

の壁、自閉式特定防火設備及び特定防火設備とすること。

また当該施設及び空地の範囲の床及び天井等が連続（上下階）する少量危険物貯蔵取扱所を区画するものである場合は、当該部分を耐火構造とすること。

- b 空地の上限範囲は、天井（天井がない場合は屋根等）までをいう。

当該空地内には原則不燃材料で作られたもの以外のものの設置は認められないが、当該施設に出入りする電気配線、ダクト、配管等は認められる。なお、できるだけ火災危険のないように配置すること。

- c 及び d （略）

- (ウ) （略）

イ タンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合
上記アを準用する。

ウ 容器により貯蔵し、又は取り扱う場合

- (ア) 及び (イ) （略）

エ ア 又は イ と ウ が共存している場合
原則ウによる。ただし、設備の補充用として一日に取り扱う必要最低限の量のみを置くもので、当該量が指定数量の 5 分の 1 以下で、かつ、200 L 未満で、さらに業務終了時に撤去するものについては、保有空地例を認める。

オ 物販店等で容器入りの危険物が陳列販売されている場合

階ごとに防火上有効に区画された場所とする。

なお、防火上有効に区画された場所とは、不燃区画例のみならず、感知器連動閉鎖型の防火設備（隣接する少量危険物貯蔵取扱所の区画は特定防火設備）による区画も認められるが、その場合、当該防火設備を挟んだ相互の場所にある可燃物（不燃性を有するもの以外のものをいう。）間の距離が 3 m 以上となるように離隔距離をとること。

当該場所是不特定多数の人が出入りし、可燃物も多量にあることが予想されるため、当該区画された場所には危険物の量が指定数量の5分の1未満となるよう指導すること。◆

また、引火点40℃未満の危険物については、空容器を陳列する等、できるだけ危険物を置かないよう指導すること。◆

(3)～(6) (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) (略)

ア 油圧装置、潤滑油循環装置等による危険物の取扱いについては、瞬間最大停滞量をもって算定する。

イ (略)

ウ 洗浄作業及び切削装置等の取扱いについては、洗浄又は切削後に危険物を回収し同一系内で使用するものは瞬間最大停滞量とし、使い捨てるもの及び系外に搬出するものは一日の使用量とする。

(3) (略)

ア (略)

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量とを比較して、いずれか大きい方の量とする。

イ (略)

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量を合算した量とする。

当該場所是不特定多数の人が出入りし、可燃物も多量にあることが予想されるため、当該区画された場所には危険物の量が指定数量の5分の1未満となるよう指導すること。◆

また、引火点40℃未満の危険物については、空容器を陳列する等、できるだけ危険物を置かないよう指導すること。◆

(3)～(6) (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) (略)

ア 油圧装置、潤滑油循環装置等による危険物の取扱いについては、瞬間最大停滞量をもって算定する。

なお、当該油圧の油等がタンクから供給される構造になっているものについては、当該タンクと当該油圧装置等を同一施設とし、それをもとに算定する。

イ (略)

ウ 洗浄作業及び切削装置等の取扱いについては、洗浄又は切削後に危険物をすべて回収し同一系内で使用するものは瞬間最大停滞量とし、回収が100%でなく、途中不足分を継ぎ足して使用するものは瞬間最大停滞量+継ぎ足した量とする。

なお、当該使用及び回収等はすべて同一施設内で行われるものとし、施設外に出たものは当該同一系内とはみなさない。

また、使い捨てるもの及び系外に搬出するものは一日の使用量とし、上記施設外に出たものについても同様の取扱いとする。

(3) (略)

ア (略)

貯蔵する危険物の全量と1日に取り扱う危険物の全量とを比較して、いずれか大きい方の量とする。

イ (略)

貯蔵する危険物の全量と1日に取り扱う危険物の全量を合算した量とする。

ウ (略)
(4) (略)
ア及びイ (略)

第2節 (略)

1 (略)

- (1) 「可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所」とは、「ユーザーのための工場防爆電気設備ガイドJNIO SH-TR-No.44 (2012)」に規定される「危険場所」とする。ただし、状況により「ユーザーのための工場防爆電気設備ガイド(ガス防爆 1994)」中の「[参考資料 4] 危険場所の分類の例図集」及び消防庁の通知等を参考にするなど、実態に合わせ判断すること。

ウ (略)
(4) (略)
ア及びイ (略)

ウ 姫路市危険物審査基準第2章第1節2(5)に該当するものについては、数量を算定しない。

(5) 免震用オイルダンパーについて
少量危険物の施設範囲内に免震用オイルダンパーが設置されている場合は、姫路市危険物審査基準第2章1節2(4)を準用する。

(6) パソコン等の製品に組み込まれたリチウムイオン電池について
少量危険物の施設範囲内にパソコン等の製品に組み込まれたリチウムイオン電池がある場合は、姫路市危険物審査基準第2章第1節2(7)を準用する。

第2節 (略)

1 (略)

- (1) 「可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所」とは、原則「ユーザーのための工場防爆電気設備ガイドJN IO SH-TR-No.44 (2012)」に規定される「危険場所」とする。ただし、状況により「ユーザーのための工場防爆電気設備ガイド(ガス防爆 1994)」中の「[参考資料 4] 危険場所の分類の例図集」及び消防庁の通知等を参考にするなど、実態に合わせ判断すること。

なお、「ユーザーのための工場防爆電気設備ガイドJNIO SH-TR-No.44 (2012)」には、換気度を「高換気」と判断する具体的な定量的指標として、「単位時間当たりの換気量が容積の5倍以上」と示されているが、これは放出源付近の換気が当該能力で行われていれば「高換気」と判断してもいいというものであって、室のどこかに換気設備があって、当該換気設備の換気能力が

(2)～(8) (略)

2 及び 3 (略)

4 (略)

「危険な温度」とは、引火点とする。ただし、それに対する安全対策を設けた場合はこの限りではない。

5 (略)

「可燃性の蒸気の換気」とは、引火点40℃未満の危険物又は引火点以上の温度に加熱された危険物を開放して取り扱う場合は、第4・6(2)イに規定する「排出する設備」による換気をいい、それ以外の場合については、第4・5(3)に規定する「換気設備」による換気をいう。

6 (略)

(1) (略)

ア (略)

イ (略)

(ア) 危告示第68条の2の2に掲げる容器

(イ) (略)

ウ (略)

(2) (略)

7～12 (略)

13 (略)

「電気工作物に係る法令の規定」とは、電

1時間あたり当該室の体積の5倍の換気能力があれば、室全体が当該「高換気」と判断できるものではない。

また、危険場所と判断できる場所であっても、ガス検知器等で可燃性ガス及び可燃性の微粉が存在しないことが確認できるのであれば、当該火花を発する機械器具等の使用は認められる。

(2)～(8) (略)

2 及び 3 (略)

4 (略)

「危険な温度」とは、引火点とする。ただし、それに対する安全対策を設けた場合は条例第35条の3を適用し、特例により認めることができる。

5 (略)

「可燃性の蒸気の換気」とは、引火点40℃未満の危険物又は引火点以上の温度に加熱された危険物を開放して取り扱う場合は、第4・6(2)イに規定する「排出する設備」による換気をいい、それ以外の場合については、第4・5(3)に規定する「換気設備」による換気をいう。

6 (略)

(1) (略)

ア (略)

イ (略)

(ア) 危告示第68条の2の6に掲げる容器

(イ) (略)

ウ (略)

(2) (略)

7～12 (略)

13 熱媒体を使用する設備に設ける安全装置「熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造」とは、熱媒体又はその蒸気がそのまま噴出しないよう、安全装置から配管などで冷却装置や予備タンクに導くような構造のことをいう。

14 (略)

「電気工作物に係る法令の規定」とは、電

気事業法に基づく「電気設備に関する技術基準を定める省令」をいう。

具体的運用については、「ユーザーのための工場防爆電気設備ガイド（ガス防爆 2012）」による。

なおこの際、放出源の対象となる物質は、以下のとおりとする。

(1) 引火点40℃未満の物質

(2) 引火点以上の温度で貯蔵又は取り扱いがなされている物質

(3) 1(4)の「可燃性のガス」

(4) 1(5)の「可燃性の微粉」

14 (略)

15 (略)

(1)～(4) (略)

(5) (略)

ア～ウ (略)

16 (略)

第3節

1 (略)

2 (略)

(1)及び(2) (略)

(3) 原則として、空地内には延焼の媒体となるもの、初期消火活動に支障となるものは設けることはできないが、空地内に植栽を設ける場合は、平成8年2月13日消防危第27号通知によること。

(4)～(6) (略)

気事業法に基づく「電気設備に関する技術基準を定める省令」をいう。

具体的運用については、姫路市危険物審査基準第2章第1節15によること。

15 (略)

16 (略)

(1)～(4) (略)

(5) (略)

ア～ウ (略)

エ 上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護するとは下記のようなものをいう。

(ア) 地盤面を無舗装、砕石敷き又はアスファルト舗装とする場合は60cm以上の埋設深さ

(イ) 地盤面を厚さ15センチ以上の鉄筋コンクリート舗装とする場合は30cm以上の埋設深さ

(ウ) その他上部地盤面に想定される重量が配管に係らない構造

17 (略)

第3節

1 (略)

2 (略)

(1)及び(2) (略)

(3) 原則として、空地内には延焼の媒体となるものは設けることはできないが、常緑の高さ50cm以下の植栽は条例第35条の3を適用し認められる。

なお、できるだけ消火活動の支障とならないように指導すること。◆

(4)～(6) (略)

3 (略)

(1)～(4) (略)

(5) ためます及び油分離装置については、次の例がある。

(7) 当該空地内には原則何もあってはいけませんが、不燃材料でできた工作物等にあつては条例第35条の3を適用して、設置等が認められる。(できるだけ空地を確保するように指導すること。◆)

(8) 少量危険物施設から他の施設等へ、また他の施設等から少量危険物施設に送液するための配管等は条例第35条の3を適用し、当該空地への設置が認められる。

3 (略)

(1)～(4) (略)

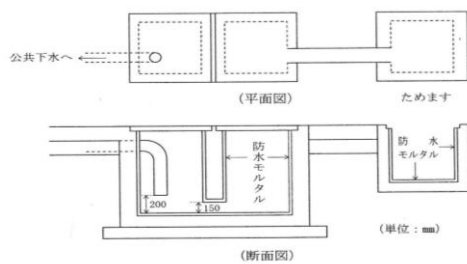
(5) 水に溶けない液状の危険物以外の液状の危険物を取り扱う施設に油分離装置状の装置を設置しても、実質油の分離ができないため、油分離装置を設置したことにはならない。

なお水に溶けない液状の危険物とは、温度20℃の水100 gに溶解する量が1 g未満であるものをいう。

(6) ためますとは漏洩した危険物を一時的に貯留させるものであるため、原則貯留した危険物を他の場所に流出させるための配管等の設置は認められない。ただし、当該配管等にバルブ等を設置し常時「閉」とすることで、他の場所への流出を防ぐ場合はこの限りではない。

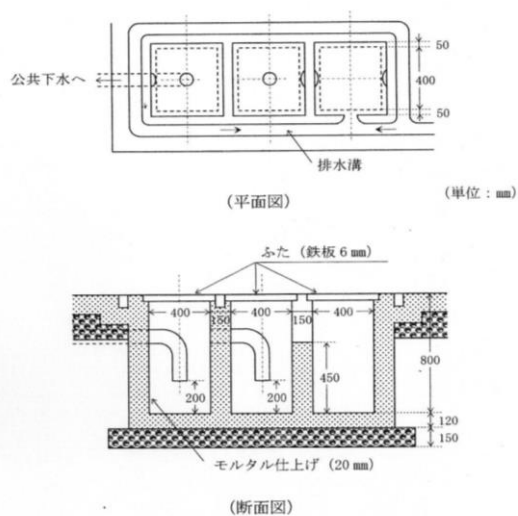
また、当該配管等による流出先に同一施設内の油分離装置状の装置があり、当該ためます内に一時的に貯留する漏洩危険物が水に溶けない液状の危険物のみである場合には、当該バルブ等は不要とする。(ためますにバルブ等がない配管等が設置されている場合は、ためますは設置されていないものとして取り扱う。また、水に溶けない液状の危険物以外の液状の危険物が油分離装置状の装置に流入するおそれのある場合は、当該油分離装置状の装置は油分離装置として取り扱わない。)

ア ためますと油分離装置が別々の場合（第
3－4図参照）。



第3－4図 ためます及び油分離槽の例

イ ためますを含めた油分離装置の場合
（第3－5図参照）。



第3－5図 油分離槽の例

4 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 架台には、危険物を収納した容器が容易に転倒、落下及び破損しない措置を講じる。
(条例第31条第6号による。)（第3－6図参照）

なお当該措置が必要な箇所は、貯蔵高さが80cmを超える部分とする。

ただし、貯蔵高さが80cm以下となる部分についても指導すること。◆

図 (略)

第3－6図

第4節 (略)

1 (略)

構造規制を受ける範囲は、原則として少量危険物貯蔵取扱所の室内全体とする。したが

4 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 架台には、危険物を収納した容器が容易に転倒、落下及び破損しない措置を講じる。
(条例第31条第6号による。)（第3－4図参照）

なお当該措置が必要な箇所は、貯蔵高さが80cmを超える部分とする。

ただし、貯蔵高さが80cm以下となる部分についても指導すること。◆

図 (略)

第3－4図

第4節 (略)

1 (略)

構造規制を受ける範囲は、原則として少量危険物貯蔵取扱所の室内全体とする。したが

って、天井のない室にあつては、屋根等も含むものとする。

ただし、保有空地例による場合にあつては、施設範囲及び保有空地内にある天井等及び床面のみ（当該施設から3m未満の距離にある壁等を含む。）を規制範囲とする。

配管等が壁を貫通する際、貫通部の周囲は不燃材等で埋め戻すよう指導する。◆

ただし、当該壁が不燃区画例により区画する壁の場合は、当該指導内容を義務とする。

2 (略)

少量危険物貯蔵取扱所の内外を隔てる隔壁等の開口部（換気等を行う上で必要最小限の換気口及び排気ダクト等を除く。）はすべて窓又は出入り口に該当する。ただし、当該施設内を分割する内部の間仕切り壁に設けられた開口部は、窓枠等建具がないものに限り、窓又は出入り口として取り扱わない。なお、当該間仕切り壁に設けられた窓又は出入り口は、材質が不燃材（ガラスを用いる場合は網入りガラス）であることを条件に、条例35条の3を適用し、防火設備の設置を免除して差し支えない。

なお換気口には防火ダンパーを設置するよう指導する。◆

また、当該基準により、外壁には原則防火設備の設置されていない開口部（換気等を行う上で必要最小限の換気口及び排気ダクト等を除く。）は認められないこととなるが、ローリーへの充填施設等、どうしても開口部（換気等を行う上で必要最小限の換気口及び排気ダクト等を除く。）に防火設備の設置が困難である場合には、条例第32条の3第2項第1号及び第2号を満足することを条件に、条例第35条の3を適用し、防火設備の設置を免除して差し支えない。

3 (略)

(1) (略)

(2) (略)

ア (略)

って、天井のない室にあつては、屋根等も含むものとする。

ただし、保有空地例による場合にあつては、施設範囲及び保有空地内にある天井等及び床面のみ（当該施設から3m未満の距離にある壁等を含む。）を規制範囲とする。

配管等が壁を貫通する際、貫通部の周囲は不燃材料で埋め戻すよう指導する。◆

ただし、当該壁が不燃区画例により区画する壁の場合は、当該指導内容を義務とする。

2 (略)

少量危険物貯蔵取扱所の内外を隔てる隔壁等の開口部（換気等を行う上で必要最小限の換気口及び排気ダクト等を除く。）はすべて窓又は出入り口に該当する。ただし、当該施設内を分割する内部の間仕切り壁に設けられた開口部は、窓枠等建具がないものに限り、窓又は出入り口として取り扱わない。なお、当該間仕切り壁に設けられた窓又は出入り口は、材質が不燃材料又は網入りガラスであることを条件に、条例35条の3を適用し、防火設備の設置を免除して差し支えない。

なお換気口には防火ダンパーを設置するよう指導する。◆

また、当該基準により、外壁には原則防火設備の設置されていない開口部（換気等を行う上で必要最小限の換気口、排気ダクト及び不燃材料で埋戻した配管等を除く。）は認められないこととなるが、ローリーへの充填施設等、どうしても開口部（換気等を行う上で必要最小限の換気口及び排気ダクト及び不燃材料で埋戻した配管等を除く。）に防火設備の設置が困難である場合には、条例第32条の3第2項第1号及び第2号を満足することを条件に、条例第35条の3を適用し、防火設備の設置を免除して差し支えない。

3 (略)

(1) (略)

(2) (略)

ア (略)

イ 漏れた危険物を施設内に貯留できる容量は第3 . 3(2)とする。◆

ウ (略)

4 (略)

第3 . 4による。

5 (略)

(1) (略)

(2) 出入口又は窓等により十分に採光がとれ、危険物の取り扱いが昼間のみに行われる場合は、照明設備を設けないことができる。

(3)及び(4) (略)

6 (略)

(1) (略)

(2) (略)

ア (略)

イ 排出する設備とは、自動強制排出設備(電動等で強制に排出する設備)又は強制排出設備(風力等で強制に排出する設備)をいい、次のa又はbの例により設ける(第4－2図～第4－6図参照)。

なお、できるだけ自動強制排出設備を設置するよう指導し、局所の排出設備にあつ

イ 傾斜はためますに向かって概ね100分の1以上とすること。

また、ためますの大きさは0.3m平方以上で、深さ0.3m以上とする。ただし、取り扱い状況等から判断し、当該容量を必要としない場合はこの限りではない。

ウ 漏れた危険物を施設内に貯留できる容量は第3 節 3(2)とする。◆

エ (略)

オ 機器が比較的小規模で、その周囲をオイルパン等で囲うことにより、漏洩危険物の局在化を図ることが見込まれる場合は、条例第35条の3を適用し、当該傾斜及びためますを免除することができる。

なお、その際、当該オイルパン等の周囲の高さは15cm以上とし、当該容量は、機器内の滞留量と10分間取扱量のうち大なる量又は27L以上とすること。ただし、安全対策等により最大漏洩量が限定できるのであればその量以上とすることができる。

4 (略)

第3 節 4による。

5 (略)

(1) (略)

(2) 窓等により十分に採光がとれ、危険物の取り扱いが昼間のみに行われる場合は、照明設備を設けないことができる。

(3)及び(4) (略)

6 (略)

(1) (略)

(2) (略)

ア (略)

イ 排出する設備とは、自動強制排出設備(電動等で強制に排出する設備)又は強制排出設備(風力等で強制に排出する設備)をいい、次のa又はbの例により設ける(第4－2図～第4－6図参照)。

なお、できるだけ自動強制排出設備を設置するよう指導し、局所の排出設備にあつ

ては、可燃性蒸気の発生量を有効に換気できる能力、室全体に対する排出設備にあっては、当該室内の空間容積を1時間に5回以上換気できる能力を有するものを指導すること。◆

図 (略)

7 (略)

(1) (略)

ア 第1. 1 (3)により、その場所のみが少量危険物貯蔵取扱所となる。

イ及びウ (略)

(2) (略)

第5節 (略)

1～4 (略)

5 (略)

(1) (略)

(2) 「有効な通気管又は通気口」とは、屋外及び屋上のタンクにあっては、無弁通気管又は大気弁付通気管とし、無弁通気管の場合は危省令第20条第1項第1号イ及びロ、大気弁通気管の場合は同項第2号イに示す構造とする。また屋上を除く屋内のタンクにあっては、原則無弁通気管とし、危省令第20条第1項第1号イ及びロ、並びに同条第2項第2号に示す構造とする。

なお、屋内のタンクについて、原則大気弁付通気管は認められないが、当該大気弁から放出された可燃性蒸気を有効に屋外に放出でき、なおかつ当該タンク内の圧力が5 k P aを超えないものであれば、有効な通気管又は通気口として認めて差し支えない。

6 (略)

ては、可燃性蒸気の発生量を有効に換気(半径2 mの球体に囲まれた範囲を常時15回以上排出)できる能力、室全体に対する排出設備にあっては、当該室内の空間容積を1時間に5回以上換気できる能力を有するものを指導すること。◆

図 (略)

7 (略)

(1) (略)

ア 第1 節 1 (3)により、その場所のみが少量危険物貯蔵取扱所となる。

イ及びウ (略)

(2) (略)

第5節 (略)

1～4 (略)

5 (略)

(1) (略)

(2) 「有効な通気管又は通気口」とは、屋外及び屋上のタンクにあっては、無弁通気管又は大気弁付通気管とし、その構造は、それぞれ次の各号のとおりとする。

ア 無弁通気管

(ア) 直径は、20mm以上であること。

(イ) 先端は、水平より下に45度以上曲げ、雨水の浸入を防ぐ構造とすること。

イ 大気弁付通気管

5 kPa以下の圧力差で作動できるものであること。

また屋上を除く屋内のタンクにあっては、原則無弁通気管とし、上記アを満たすとともに、滯油するおそれのある屈曲をさせないこと。

なお、屋内のタンクについて、原則大気弁付通気管は認められないが、当該大気弁から放出された可燃性蒸気を有効に屋外に放出でき、かつ、当当該タンク内の圧力が5 k P aを超えないものであれば、有効な通気管又は通気口として認めて差し支えない。

6 (略)

7 (略)

(1)及び(2) (略)

(3) 姫路市危険物審査基準第2章第1節16(3)に規定されている、特殊な構造又は設備を用いるタンクについては、条例第35条の3を適用し、当該装置を免除することができる。

8及び9 (略)

10 (略)

(1)～(3) (略)

11 (略)

12 底板の腐食防止措置（第2項第11号）
「底板の外面の腐食を防止するための措置」とは、地盤面の表面にアスファルトサンド又はアスファルトモルタル（厚さ50mm以上を指導する。）を敷いたものとする。
なお、厚みは50mm以上を指導する。◆

第6節 (略)

1 (略)

2 (略)

二重殻タンク（危政令第13条第2項第1号の規定に適合するタンクをいう。以下、本章において同じ。）又は漏れ防止構造を有するタンク（危省令第24条の2の5で規定する構造を有し、タンクの外面を危省令第23条の2第3項の規定により保護したタンクをいう。以下、本章において同じ。）以外のタンクをタンク室に設置する場合は、そのタンク外面を危省令第23条の2第1項第3号又は第4号（電氣的腐食のおそれのない場所に設置されたものに限る。）に規定する方法により保護する。ただし、FRPタンク等腐食しにくい材質で造られているタンクについてはこの限りではない。

なお、アルミニウム合金、ステンレス鋼そ

7 (略)

(1)及び(2) (略)

(3) 姫路市危険物審査基準第2章第1節18(5)に規定されている、特殊な構造又は設備を用いるタンクについては、条例第35条の3を適用し、当該装置を免除することができる。

8及び9 (略)

10 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 本規定により配管とタンクの結合部分に損傷を与えないように設置しなければならない配管は、タンクの接液部に設けられる危険物を取り扱う配管とする。

11 (略)

12 底板の腐食防止措置（第2項第11号）
「底板の外面の腐食を防止するための措置」とは、地盤面の表面にアスファルトサンド又はアスファルトモルタルを敷いたものとする。
なお、厚みは50mm以上を指導する。◆

第6節 (略)

1 (略)

2 (略)

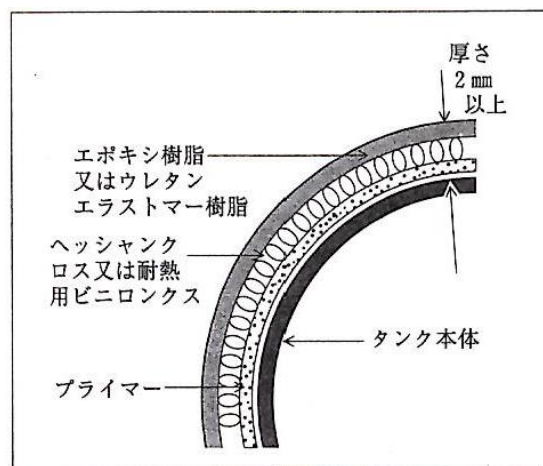
(1) 二重殻タンク（危政令第13条第2項第1号の規定に適合するタンクをいう。以下、本章において同じ。）又は漏れ防止構造を有するタンク（危省令第24条の2の5で規定する構造を有し、タンクの外面を危省令第23条の2第3項の規定により保護したタンクをいう。以下、本章において同じ。）以外のタンクをタンク室に設置する場合は、そのタンク外面を危省令第23条の2第1項第3号又は第4号（電氣的腐食のおそれのない場所に設置されたものに限る。）に規定する方法により保護する。ただし、FRPタンク等腐食しにくい材質で造られているタンクについてはこの限りではない。

(2) アルミニウム合金、ステンレス鋼その他

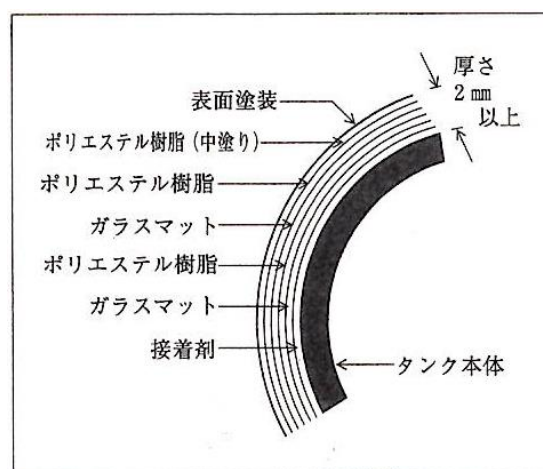
の他さびにくい材質で造られたタンクであっても、当該さび止めのための措置を講ずるよう指導すること。◆

さびにくい材質で造られたタンクであっても、当該さび止めのための措置を講ずるよう指導すること。◆

(3) エポキシ樹脂、ウレタンエラストマー樹脂及び強化プラスチックによる外面保護については、以下の例によること（第6－1図、第6－2図参照）。



第6－1図 エポキシ樹脂、ウレタンエラストマー樹脂による方法の例



第6－2図 強化プラスチックによる方法の例

(4) 「エポキシ樹脂、ウレタンエラストマー樹脂、強化プラスチック又はこれらと同等以上の防食性を有する材料により有効に保護されている場合」とは、危告示第4条の48第2項各号に定める性能が、当該エポキシ樹脂等によるものと比較して同等以上である場合をいう。

なお、当該性能の確認方法については、「地下貯蔵タンクの外面保護に用いる塗覆

3 (略)

(1)及び(2) (略)

(3) 「有効な通気管又は通気口」とは、無弁通気管又は大気弁付通気管とし、無弁通気管の場合は危省令第20条第1項第1号イ及びロ、大気弁通気管の場合は70/1.5 k P a 以下の作動圧で作動するものとする。

4 及び 5 (略)

6 (略)

(1) タンクは、危険物の漏れを防止することができる構造のもの以外のものは、原則地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置する（第6－1図参照）。

図 (略)

第6－1図 タンク室に設置する例

(2)～(4) (略)

(5) 漏れ防止構造を有する地下タンクの設置方法（第6－2図参照）

ア (略)

イ (略)

図 (略)

第6－2図 漏れ防止構造を有するタンクを設置する例

7 (略)

(1) (略)

(2) (略)

ア～ウ (略)

8 (略)

「堅固な基礎」とは、7(1)アに示す基礎と同等の強度を有するものをいう。

9 (略)

(1) (略)

(2) (略)

装の性能確認の方法について」(H. 17. 9. 13 消防危第209号通知) によること。

3 (略)

(1)及び(2) (略)

(3) 「有効な通気管又は通気口」とは、無弁通気管又は大気弁付通気管とし、無弁通気管の場合は第5節5(2)アを満足するものとし、大気弁通気管の場合は70/1.5 k P a 以下の作動圧で作動するものとする。

4 及び 5 (略)

6 (略)

(1) タンクは、危険物の漏れを防止することができる構造のもの以外のものは、原則地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置する（第6－3図参照）。

図 (略)

第6－3図 タンク室に設置する例

(2)～(4) (略)

(5) 漏れ防止構造を有する地下タンクの設置方法（第6－4図参照）

ア (略)

イ (略)

図 (略)

第6－4図 漏れ防止構造を有するタンクを設置する例

7 (略)

(1) (略)

(2) (略)

ア～ウ (略)

エ ふた及び支柱の構造に関しては、姫路市危険物審査基準第2章第6節20(3)を準用すること。

8 (略)

「堅固な基礎」とは、タンク室に設置する場合は7(1)アに示す基礎と同等の強度を有するもの、7(2)アにあっては、姫路市危険物審査基準第2章第6節21に示す構造をいう。

9 (略)

(1) (略)

(2) (略)

図 (略)

第6－3図 試験確認済証

ア～ウ (略)

10 (略)

11 (略)

(1) (略)

(2) 配管は、第2.15による。

(3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクには、タンクの底板付近に達する注入管を設けるよう指導する(第6－4図参照)。◆

図 (略)

第6－4図

12 (略)

(1) (略)

(2) 2以上の地下タンクを1 m以下に接近して設ける場合の漏えい検知管の設置は、第6－5図の例によることができるものとする。

図 (略)

第6－5図

(3) (略)

第7節 (略)

1 (略)

第5.1のとおりとする。

2～12 (略)

13 (略)

(1) 防護枠の高さは、マンホール、注入口、安全装置等の付属装置より高くすること。
なお、当該高さは、50mm以上高くするよう指導すること。◆

(2)及び(3) (略)

14 (略)

15 (略)

(1) 「可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所」とは、第2.1に規定する「可燃性の蒸気等が滞留するおそれのある場所」をいう。

(2) (略)

16 (略)

第8節 (略)

図 (略)

第6－5図 試験確認済証

ア～ウ (略)

10 (略)

11 (略)

(1) (略)

(2) 配管は、第2節15による。

(3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクには、タンクの底板付近に達する注入管を設けるよう指導する(第6－6図参照)。◆

図 (略)

第6－6図

12 (略)

(1) (略)

(2) 2以上の地下タンクを1 m以下に接近して設ける場合の漏えい検知管の設置は、第6－7図の例によることができるものとする。

図 (略)

第6－7図

(3) (略)

第7節 (略)

1 (略)

第5節1のとおりとする。

2～12 (略)

13 (略)

(1) 防護枠の高さは、マンホール、注入口、安全装置等の附属装置より高くすること。
なお、当該高さは、50mm以上高くするよう指導すること。◆

(2)及び(3) (略)

14 (略)

15 (略)

(1) 「可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所」とは、第2節1に規定する「可燃性の蒸気等が滞留するおそれのある場所」をいう。

(2) (略)

16 (略)

第8節 (略)

1 (略)
(1)及び(2) (略)

2 (略)
第2章 (略)
第1節 (略)
1 (略)
2 (略)
(1)～(5) (略)
(6) (略)
ア及びイ (略)
ウ ヤシ殻を燃料として加工したパームヤシ殻は、再生資源燃料に該当する。
(7)～(9) (略)
(10) (略)
ア (略)
イ 合成樹脂類のうち、発泡させたものとは、概ね発泡率6以上のものをいい、梱包等に用いられる発砲スチロールや緩衝材又は断熱材として用いられるシート等が該当する。
なお、発泡ビーズは可燃性固体類に該当する。
ウ (略)
エ (略)
(ア) (略)
ゴム樹から組成した乳状のゴム樹液（ラテックス）を精製したものであり、ラテックスを凝固して個体にしたものが生ゴムである。ラテックスは加硫剤を加え手袋や接着剤等に使用されている。
(イ)及び(ウ) (略)
オ～ク (略)
(11) (略)
ア (略)
イ 条例別表第7の品名欄に掲げられた物品とその他の物品が一体となった製品又は混在しているものについても、前アと同様に

1 (略)
(1)及び(2) (略)
(3) 屋外に設置された電気設備については、キュービクル式のものも含め、法第17条第1項の規定の適用を受けない施設とする。

2 (略)
第2章 (略)
第1節 (略)
1 (略)
2 (略)
(1)～(5) (略)
(6) (略)
ア及びイ (略)
ウ ヤシ殻を原料として加工したパームヤシ殻は、再生資源燃料に該当する。
(7)～(9) (略)
(10) (略)
ア (略)
イ 合成樹脂類のうち、発泡させたものとは、概ね発泡率6以上のものをいい、梱包等に用いられる発砲スチロールや緩衝材又は断熱材として用いられるシート等が該当する。

ウ (略)
エ (略)
(ア) (略)
ゴム樹から組成した乳状のゴム樹液（ラテックス）を精製したものであり、ラテックスを凝固して固体にしたものが生ゴムである。ラテックスは加硫剤を加え手袋や接着剤等に使用されている。
(イ)及び(ウ) (略)
オ～ク (略)
(11) (略)
ア (略)
イ 条例別表第7の品名欄に掲げられた物品とその他の物品が一体となった製品又は混在しているものについても、前アと同様に

判断し規制する。ただし、当該その他の物品の割合が、重量及び容積のいずれにおいても、物品全体の50%以上となる場合は除く。

- 3 (略)
- 4 (略)
- (1) (略)
- (2) (略)
- ア (略)
- (ア) (略)

集積単位相互間に、条例35条第2項第2号及び第3号に規定されるそれぞれの集積単位区分に応じた離隔距離の合算距離以上の離隔距離があれば当該集積単位ごととすることができる(例: 295㎡の合成樹脂類と420㎡の合成樹脂類は5 m以上の離隔距離があれば、別施設とすることができる。)

なお、当該集積単位の間には、延焼の媒体となるような可燃物等を置かないよう指導すること。◆

なお、当該離隔距離が確保できない範囲に(1)ア(ア) a に示す隔壁を設けることで別場所とできる。この際、当該隔壁の設置範囲は、第1章第1節1(1)アを準用する。なおこの中で、当該3 mの離隔距離は、上記の条例35条第2項第2号及び第3号に規定されるそれぞれの集積単位区分に応じた離隔距離の合算距離と読み替える。

- (イ)及び(ウ) (略)
- イ～オ (略)
- (3) (略)
- 5及び6 (略)
- 第2節 (略)
- 1 (略)

第1章第2節6を準用する。

なおこの際、危告示第68条の2の2及び第68条の3の3中の「第2類の危険物」を「可燃性固体類」と、「第4類の危険物のうち第3石油類、第4石油類」を「可燃性液体類」と、「第4類の危険物のうち第3石油類(引

判断し規制する。

- 3 (略)
- 4 (略)
- (1) (略)
- (2) (略)
- ア (略)
- (ア) (略)

集積単位相互間に、条例35条第2項第2号及び第3号に規定されるそれぞれの集積単位区分に応じた離隔距離の合算距離以上の離隔距離があれば当該集積単位ごととすることができる(例: 295㎡の合成樹脂類と420㎡の合成樹脂類は5 m以上の離隔距離があれば、別施設とすることができる。)

なお、当該集積単位の間には、延焼の媒体となるような可燃物等の存在は認められない。(別場所とすることはできない。)

なお、当該離隔距離が確保できない範囲に(1)ア(ア) a に示す隔壁を設けることで別場所とできる。この際、当該隔壁の設置範囲は、第1章第1節1(1)アを準用する。なおこの中で、当該3 mの離隔距離は、上記の条例35条第2項第2号及び第3号に規定されるそれぞれの集積単位区分に応じた離隔距離の合算距離と読み替える。

- (イ)及び(ウ) (略)
- イ～オ (略)
- (3) (略)
- 5及び6 (略)
- 第2節 (略)
- 1 (略)

第1章第2節6を準用する。

なおこの際、危告示第68条の2の6及び第68条の3の3中の「第2類の危険物」を「可燃性固体類」と、「第4類の危険物のうち第3石油類、第4石油類」を「可燃性液体類」と、「第4類の危険物のうち第3石油類(引

火点が130℃以上のものに限る。）、第4石油類」を「可燃性液体類」と読み替える。

また、化粧品の内装容器等で最大容量が300ml以下のものについても、同一の意味を有する他の表示を指導する。◆

2及び3 (略)

4 (略)

第1章第3節2(1)～(5)を準用する。

5 (略)

(1)及び(2) (略)

図 (略)

第3節 (略)

1及び2 (略)

3 (略)

「適温に保つための散水設備等」とは、貯蔵する石炭・木炭類の発熱量、管理温度、冷却開始温度、冷却能力等を考慮した上で、有効な冷却効果を持つスプリンクラー設備及び水噴霧設備等をいうものであること。

4 (略)

(1) 「散水設備を設置する等必要な設備を講

火点が130℃以上のものに限る。）、第4石油類」を「可燃性液体類」と読み替える。

また、化粧品の内装容器等で最大容量が300ml以下のものについても、同一の意味を有する他の表示を指導する。◆

2及び3 (略)

4 (略)

第1章第3節2(1)～(5)及び(7)を準用する。

5 (略)

(1)及び(2) (略)

(3) 第1章第3節2(7)を準用する。

図 (略)

第3節 (略)

1及び2 (略)

3 (略)

(1) 「適温に保つための散水設備等」とは、貯蔵する石炭・木炭類の発熱量、管理温度、冷却開始温度、冷却能力等を考慮した上で、有効な冷却効果を持つスプリンクラー設備及び水噴霧設備等をいうものであること。

(2) 確保すべき集積単位相互間に可燃物を存置しないよう指導すること。◆

(3) 集積相互間の距離が確保できない場合は、第1-1図及び第1-2図に示すような壁等を設けることで、条例第35条の3を適用し、当該距離の規定を免除できる。なお、当該図中「少量危険物等」は「綿花類等」、「3m」は「当該確保すべき距離」、「耐火構造の壁等」は「不燃材料でできた壁等」と読み替えるとともに、屋内の場合は当該壁等の高さを天井までの高さとする。

その他、集積単位相互間に不燃区画例が形成されている場合及びタンク又はホッパー等どうしの相互間（タンク等と野積みの集積単位間については適用されない。）についても、条例第35条の3を適用し、当該距離を免除できる。

4 (略)

(1) 「散水設備を設置する等必要な措置を講

じた場合」とは、火災時の火炎高さ、火炎による輻射熱、散水設備等の輻射熱遮断率等を考慮した上で、火災の拡大又は延焼を防止するのに有効な水幕設備、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備及び水噴霧設備等を設置した場合をいうものであること。

(2) (略)

5 及び 6 (略)

7 木質ペレットに対する指導事項 (R6. 2. 20 消防危第36号通知)

(1)及び(2) (略)

(3) (略)

ア 火災予防条例第35条の2において、木質ペレットが「廃棄物固形化燃料等」に該当し、かつ、貯蔵又は取扱量が10万キログラム以上となる場合は、火災の危険要因を把握するとともに、当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じることを求めているところ、関係事業所における木質ペレットの貯蔵等にあたっては、当該木質ペレットの性質に起因する危険要因について、適切にリスクアセスメントを行い、その結果を踏まえ、火災予防上有効な措置の具体的な方法等を文書として明確に定めること。

なお、貯蔵又は取扱量が10万キログラム未満の関係事業所に対しても、取り扱う木質ペレットの性質に起因する危険要因について、適切にリスクアセスメントを行う必要性の注意喚起を図られたいこと。

イ (略)

(4) (略)

じた場合」とは、火災時の火炎高さ、火炎による輻射熱、散水設備等の輻射熱遮断率等を考慮した上で、火災の拡大又は延焼を防止するのに有効な水幕設備、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備及び水噴霧設備等を設置した場合をいうものであること。

(2) 集積単位相互間の距離については上記 3 (3)を準用する。

(3) 屋外の周囲の空地については、第 1 章第 3 節 2 を準用する。

(4) (略)

5 及び 6 (略)

7 木質ペレットに対する指導事項 (R6. 2. 20 消防危第36号通知) (R7. 3. 28 事務連絡)

(1)及び(2) (略)

(3) (略)

ア 火災予防条例第35条の2において、木質ペレットが「廃棄物固形化燃料等」に該当し、かつ、貯蔵又は取扱量が10万キログラム以上となる場合は、火災の危険要因を把握するとともに、当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じることを求めているところ、関係事業所における木質ペレットの貯蔵等にあたっては、当該木質ペレットの性質に起因する危険要因について、適切にリスクアセスメントを行い、その結果を踏まえ、火災予防上有効な措置の具体的な方法等を文書として明確に定めること。

なお、貯蔵又は取扱量が10万キログラム未満の関係事業所に対しても、取り扱う木質ペレットの性質に起因する危険要因について、適切にリスクアセスメントを行う必要性の注意喚起を図られたいこと。◆

イ (略)

(4) (略)

(5) その他、木質ペレットの規制等にあつては、令和 7 年 3 月 28 日事務連絡を参考とすること。

第4節 (略)

附則(い)〔平成27年3月20日〕 (略)

附則(ろ)〔令和6年4月1日〕 (略)

資料第1～第10 (略)

第4節 (略)

附則(い)〔平成27年3月20日〕 (略)

附則(ろ)〔令和6年4月1日〕 (略)

附則(は)〔令和8年9月1日〕

1 この運用基準は、令和8年9月1日から
施行する。

2 この運用基準施行の際、現に条例第55条
第1項又は第2項により届出がなされてい
る少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯
蔵取扱所の位置、構造及び設備のうち、こ
の運用基準に適合しないものの位置、構造
及び設備に係る技術上の基準については、
これらの基準にかかわらず、なお従前の例
による。

資料第1～第10 (略)

